



議会運営委員会視察報告

令和7年8月7日

泉大津市議会議長 様

出張者氏名	丸谷 正八郎	委員長
	村岡 均	副委員長
	池辺 貢三	委員
	黒川 俊明	委員
	野田 悦子	委員
	森下 巖	委員
	大塚 英一	議長
	村田 雅利	副議長
随行	谷口 宏行	議会事務局次長
	石倉 康平	議会事務局議事調査係員

下記により出張しましたので、その概要について報告いたします。

記

- 1 日 時 令和7年7月17日(木)～7月18日(金)
- 2 出張先 愛知県新城市、岐阜県各務原市
- 3 目的
 - ・愛知県新城市「若者議会との意見交換について」
 - ・岐阜県各務原市「ハラスメント防止等に関する条例について」
- 4 報告事項 別紙のとおり

議会運営委員会視察報告書

令和 7 年 7 月 22 日

泉大津市議会議長 殿

議会運営委員会委員長 丸谷 正八郎

下記により出張しましたので、その概要について報告いたします。

記

1、日 時 令和 7 年 7 月 17 日(木) ～ 18 日(金)

2、出張先 17 日(木) 愛知県「新城市」

18 日(金) 岐阜県「各務原市」

3、視察内容

① 新城市

「若者議会との意見交換について」

② 各務原市

「ハラスメント防止等に関する条例について」

4、報告事項

第1日目 7月17日(木)

新城市役所「若者議会との意見交換について」

1、新城市の概要

新城市は、面積 499.23 k m²、森林面積 83.2%

人口 42,004 人、世帯数 17,724 世帯、高齢化率 38.4%

2、市議会と若者議会との意見交換会に至った経緯と皆さんの反応について

市議会から若者議会と意見交換会・交流したいという声があり、平成29年度から実施することになった。若者議会からは市議会議員の方々に意見を聞いてもらえて嬉しかった。生の声を聞いてもらったり、アドバイスをもらうことで若者にとって大きな刺激を得る機会になっていると思う。

3、意見交換会の参加人数について

若者議会は全員が対象、市議会側の参加者については、行政側から議会事務局に依頼し出席可能な議員を募っている。

4、事業計画を作成、予算計上から事業実施までの経緯について

本年度に事業計画され、翌年度当初予算に計上されて、3月定例会において議決された後、翌年度に担当課が事業を実施する。

5、若者議会から提案された案件について議会から修正等があったのか

議会において修正された事業はありません。基本的には、若者議会の事業提案を尊重する。

6、若者議会との意見交換会を通じて、これからの課題や改善点について

意見交換会の開催のタイミングが難しい。その事業を実施することになる担当課との意見交換や実効性は確保しつつも大人の意見に寄らないような運営をしていくためにどのタイミングでそういった機会を設けるのが良いのかが課題である。

若者議会メンバーについて、最初は社会人、大学生が多かったが、最近では高校生の割合が大きくなってきている。

毎年、若者の募集については、中・高等学校にチラシの配布や大学生や社会人にはDMで通知している。

< 所見 >

若者議会が設置されて 10 年が経過、今まで 50 事業の提案があった。
予算は毎年 1,000 万円確保している。現在は単年度実施事業の取組みとなっている。
いままでの提案事業で、継続された事業については担当課で予算を組んでいる。
毎年、議会の予算承認を得るために事業について議会との意見交換会で事業内容等を説明し理解を深めていると感じました。
泉大津市では、若者会議が約 8 年前から開催されているが、若者からの新たな事業計画や予算取りはされていない。市の事業に参画し事業展開等の提案やお手伝いを行っているように思います。
議会から意見交換会を申し込み若者会議メンバーと話し合うのも良いと思う、まちづくりについて若い人の意見を反映できれば効果的である。
今後は、若者会議に事業予算を与えて新たなまちづくり事業を提案して頂き繁栄できるようにするのも良いかと思う。 そうなると予算承認が必要となるので、議会との意見交換会も具体的な協議となると感じた。

第 2 日目 7 月 18 日 (金)

各務原市役所、「各務原市議会議員のハラスメント防止等に関する条例について」

1、各務原市の概要

人口 143,929 人、 世帯数 63,559 世帯、
交通基盤として東海北陸自動車道の岐阜各務原 IC や JR 高山本線、名鉄各務原線などを有し、名古屋市や中部国際空港など交通の利便性に優れている。産業面では、航空機、自動車などの輸送用機械器具関連産業が中心である。
令和 5 年 11 月に新庁舎が完成しました。新庁舎の基本理念は「市民の安全・安心な暮らしを支え、みんなにやさしい庁舎」となっている。

2、ハラスメント防止等に関する条例の概要について

- ・ 条例制定 令和 6 年 9 月 27 日
- ・ 条例制定の目的 ①議員によるハラスメントの防止
②ハラスメントに起因する問題が生じた場合の適切な対応
- ・ 本条例で対応するハラスメントは、議員によるハラスメントとする

3、条例の主な特徴について

- ① 執行部と議会が同時にハラスメント条例を制定
- ② 相談機関の設置

- ③ 調査・審査機関の設置
- ④ 職員以外の者へのハラスメントの対応

4. 条例制定の経緯について

- ① 令和6年6月定例会で「議会ハラスメント防止条例案」（原案）が市議提案される。総務常任委員会の付託案件の審査で原案が継続審査となる。
- ② 令和6年9月定例会の本会議で総務常任委員長より修正案が提出され、賛成多数で可決・成立した。

5. 議員によるハラスメントの防止（議員の責務）について

- ① 市民全体の代表者として市政に携わる機能及び責務を自覚すること
- ② 常に高い倫理意識を持つこと
- ③ ハラスメントが個人の人格又は尊厳を不当に傷つける人権侵害であることを理解し、ハラスメントを行わないこと

<所見>

令和6年9月27日、各務原市議会定例会において「各務原市議会議員のハラスメント防止等に関する条例」が制定されました。

条例が制定されて、まだ日が浅いので本条例を活用する事例は発生していない。但し、議員一人ひとりの意識が変わってきていることをお聞きいたしました。本市議会においても、議員のモラルの向上とハラスメントに対する共通認識を高めるにあたり条例制定も今後検討しても良いと感じた。

本来は、ハラスメント防止等の条例が無くても、議員としてモラルを守り人権を尊重することが重要と思うが、近年はSNS等の情報網が日々発展している。市議会としての一定の防止対策と対応等の基準として条例化も必要になってきている。

議会運営委員会視察報告書

令和 7 年 7 月 28 日

泉大津市議会議長 様

委員氏名 村岡 均

下記により出張しましたので、その概要について報告いたします。

記

- 1 日 時 令和 7 年 7 月 1 7 日 (木) ～ 7 月 1 8 日 (金)
- 2 出張先 愛知県新城市、岐阜県各務原市
- 3 視察内容 愛知県新城市【1日目】
 - ・若者議会との意見交換について岐阜県各務原市【2日目】
 - ・ハラスメント防止等に関する条例について

4 所 見

「若者議会との意見交換について」

新城市若者議会は海外友好都市の若者との交流から刺激を受けた新城市の若者をきっかけに前市長がマニフェストに「若者が活躍するまち」を掲げ、「新城市若者条例・新城市若者議会条例」に基づき平成 27 年に設置されている。予算の使い道を若者自らが考え政策立案し、市長に答申し市議会の承認を得て、市の事業として実施されている取組みは素晴らしいと感じた。若者議会委員の任期は 1 年であり、社会人、大学生、高校生が毎年、応募申込があること自体が、若者を取り巻く様々な問題を考え、若者の力を活かすまちづくりを進めたいとの思いがあるからだと思う。説明をいただいた一人である竹下議員は、初代若者議会の委員長であることにも驚いた。市議会と若者議会との意見交換会が定期的に行われているが、竹下議員の発言には大きな重みがあり、刺激になるのではと思う。泉大津市も「いずみおおつ若者会議」として若者が主役となって長期インターンシップを通し、市の魅力を伝えるまちづくりを行っているところである。まずは、泉大津市議会といずみおおつ若者会議との意見交換会の実施に向けて取り組む必要があると感じた。

「ハラスメント防止等に関する条例について」

特に印象に残ったのは第 1 条の目的に「議員又は職員が個人としての人格及び尊厳を尊重され、快適に活動し、又は勤務することができる環境の確保を図るとともに、もって市民から信頼される議会の実現に資することを目的とする。」の部分である。本市においても過去に私が議長を務めていたときに議員の問題があった。我々議員及び議会としての役割を十分に発揮していくためには、ハラスメント防止への取組みは大変重要であると思う。全国的にも 118 の自治体が「首長等や議員によるハラスメントに関する条例」の制定が進んでいる。各務原市の条例は大変勉強になった。本市においてもハラスメント防止等に関する条例の制定について取り組んでいく必要があると感じた。

議会運営委員会視察報告書

令和7年7月23日

泉大津市議会議長 様

委員氏名 池辺 貢三

下記により出張しましたので、その概要について報告いたします。

記

- 1 日 時 令和7年7月17日（木）～7月18日（金）
- 2 出張先 愛知県新城市、岐阜県各務原市
- 3 視察内容 愛知県新城市【1日目】
 - ・若者議会との意見交換について岐阜県各務原市【2日目】
 - ・ハラスメント防止等に関する条例について

4 所 見

・新城市

新城市若者議会との意見交換について視察させていただきました。

若者議会というくらいだからもう少し市議会とのセッションがあるのかなと期待をしていましたが、実際にお聞きした取り組み内容はあくまで行政主導で、若者議会にかかる予算の議決と、年に一度の意見交換程度の取り組みを実施しているものであり、このような取り組みであれば本市が行なっている若者会議とのセッションも、スムーズに取り組むことが出来るのではないかと感じました。

また、担当課長の見解をお聞きしたところ、「若者の意見は新鮮」と述べられたことから、本市における若者会議の状況についての現状確認と、より充実するべく提言を実施していくことは重要であると感じました。

さらに、新城市若者議会条例を確認したところ、目的規定がないことに疑問を感じたものの、視察に同席された元若者議会議長を経験し現市議会議員となった竹下修平氏が言われたように、若者議会に魂を入れていく取り組みが重要であると感じました。

本市においても若者会議との取り組みを進めるのであれば、目的や理念をしっかりとすり合わせた上での制度設計が重要であり、魂のある若者会議に進めていければと感じました。

・各務原市

冒頭、各務原市の議長挨拶により「ハラスメント条例を作らなければならない状況を作らなければ良いが、近隣自治体で発生したハラスメントの状況を鑑みて制定した」と述べられた「ハラスメント防止等に関する条例について」視察させて頂きました。

その効果と課題については、条例制定以降事案は起きず、議員の意識改革にもつながり、制度を作ったのは大きな成果であると捉えられているとのこと。

しかし、その制度であっても形骸化し、ハラスメント防止の理念が見失われることがないよう絶えず啓発や研修を行なっていくことが重要であるとの見解も伺わせて頂くことができました。

質疑については、「議員の発言については市民からの付託を思いや言葉に乗せて発言する際に熱くなることがあるが、その発言の際に言葉を選ぶ窮屈さが残る。この事より議員活動や議会活動について議員の変化があれば紹介してほしい」との質問に、議員は同席していなかったため、事務局職員の視点で「それぞれの議員がそれぞれに気を遣って発言している」とのことでお答えいただきました。

できれば議員の本音の部分もお聞きしたかったなと考えていると、座学終了後に議会事務局長から、「制定後には多くの議員からもいろんな声があった」とのお話をお聞きすることができました。

本来、言論の府である議会活動では自由闊達に議論してこそより良い市政や議会につながっていくと考えられる事から、議会での取り組みとしては「ハラスメント条例の制定」だけでなく「倫理条例の制定」なども踏まえて議論を進めていけば良いのではないかと感じるのと同時に、全国を見渡したとき、ハラスメント条例に対して否決となっている議会もあることから、慎重に進めていくことが重要であると感じました。

議会運営委員会視察報告書

令和7年7月22日

泉大津市議会議長 様

委員氏名 黒川俊明

下記により出張しましたので、その概要について報告いたします。

記

- 1 日 時 令和7年7月17日（木）～18日（金）
- 2 出張先 愛知県新城市、岐阜県各務原市
- 3 視察内容 愛知県新城市【1日目】
 - ・若者議会との意見交換について岐阜県各務原市【2日目】
 - ・「ハラスメント防止等に関する条例」について

4 所 見

① 愛知県新城市

人口：約 4.2 万人 面積：約 499.23 平方km 議員定数：18 人

◆若者議会との意見交換について

2015 年から若者議会を開催。

新城市内に在住・在勤・在学のいずれかでの 16 歳（高校生）から 29 歳までの若者が、若者議会委員になれる要件で、定員は 20 名、任期は 1 年（再任可能）、報酬は 1 回 3 千円：平日 19～21 時で月 1 回の開催（交通費別途）。

<参考になった点>

- ・この 10 年で 50 の事業を実施してきているとのこと。
- ・住民基本台帳から対象者を 500 人無作為に抽出し参加を呼び掛けるが、応募数は少ない。
 - 「若者を呼べるのは若者」なので、若い人のキーマンを見付けるようにしているとのこと。
 - 最近では、高校生が増えているが理由は、上記のように、高校生の中でその友人や後輩に声を掛けたりして参加が繋がっているとのこと。
- ・2012 年に国際交流で姉妹都市のニューキャッスル市に行った際に、ニューキャッスル市は若者が政治に対して興味を持っていたり参加している姿を見て、新城市から行った若者が衝撃を受け、若者議会の計画がスタート。2015 年から実施。その時の初代議長は現在 2017 年から市議として市政に参画している。こういった若いリーダーを生み出している。

② 岐阜県各務原市

人口：約 14.4 万人 面積：約 87.81 平方km 議員定数：28 人

◆「ハラスメント防止等に関する条例」について

R6 年（昨年）9 月 27 日に条例制定。

冒頭の新城市の市議会議長よりのご挨拶の中で「この条例を策定したが、本来は作っても使わないようにしなければならない」とのコメントがあった。昨今の価値観の多様化やハラスメント報道もある中で策定されている内容は非常に参考になった。

<参考になった点>

議員間や職員が議員から被害を受けたであろう場合は「議会ハラスメント条例」、加害者が職員の場合は、被害者であろう相談者が議員であっても職員であっても「職員ハラスメント条例」にて対応という2本柱。

どちらの条例にしても、まず相談を受ければ実態を調査。

(議会の場合は「調査委員会」、職員の場合は「処理委員会」)

*①相談

②調査および調査内容にて当事者への処置

(結果の通知・指導・注意・氏名公表の予告など)

→当事者が不服の場合、問題解決が困難とされる場合、加害者が市長等である場合は◆へ

◆審査会(識見を有するもの)

こういった流れで、審査会まで発展する内容は、有識者の費用などが必要となる為、どちらの条例に関しても②で基本的には問題が収束するように考えられている。

まだ施行して1年なので経過を見ているが、意識改革に繋がっている。

そこで、制度を作ったことは大きな成果ではあるが、今後は制度が形骸化せずハラスメント防止の理念が見失われることが無いように、啓発や研修を継続していくことが重要と考えられている点も、参考になりました。

また、非常に考えられた内容であるので、本市がこのような条例を制定する際は大いに参考に出来る内容でありました。

議会運営委員会視察報告書

令和 7年 7月 22日

泉大津市議会議長 様

委員氏名 野田 悦子

下記により出張しましたので、その概要について報告いたします。

記

- 1 日 時 令和7年7月17日(木)～7月18日(金)
- 2 出張先 愛知県新城市、岐阜県各務原市
- 3 視察内容 愛知県新城市【1日目】
 - ・若者議会との意見交換について岐阜県各務原市【2日目】
 - ・ハラスメント防止等に関する条例について

4 所 見

【1日目】愛知県新城市 ・若者議会との意見交換について

平成27年に選挙権年齢が20歳から18歳に引き下げられ、早や10年の月日が経とうとしています。しかし、依然として若者の政治や選挙に対する関心はあがらず、市政に対しても要望はあるもののそれを公に口にすることも、そのような場もないのが現状ではないでしょうか。

本市においては、いずみおおつ若者会議として長期インターン生を募集し、事業の企画運営などに実際関わってもらう取り組みが年々充実していると感じていますが、新城市の若者会議では事業の企画立案から行われており、より踏み込んだ実態があるのではないかとの思いで視察に臨みました。

当日は議長と共に、厚生文教委員会・総務経済委員会の両委員長も出席くださり、特に総務経済委員長の竹下議員は元若者議会立ち上げメンバーということで、より詳しい状況や当時の熱い思いなどをお聞きすることができました。

平成25年に当時の市長が「若者が活躍できるまち」を目指すとし、翌年若者政策ワーキング結成、ワーキングチームがニューキャッスル（世界の新城）・アライアンス会議へ出席交流。そこで『ヨーロッパではすでに若者の意見を実現する場があった。新城でも！』との強い思いを持って帰国した若者の一人が竹下議員で翌平成27年には新城市若者議会を始動し、市長が変わっても存続するために「新城市若者条例」と「新城市若者議会条例」の二つの条例が策定議決されたのだとの経緯を、静かな口調の中に、その時の熱量を感じながらお聞きしました。

若者議会の募集は外からの視点も入れると市外委員（新城市に在住、在学、在勤していない人）も含み、高校生以上29歳くらいまでと幅が広く、原則全員参加の議会日程は当初から決定し、各種会議などは調整しながら所属する人が参加しやすい工夫をしているとのこと。当初は社会人や

大学生が主だったが、現在は社会人等の参加が減って高校生が口コミも含め多く参加することによるメリットデメリット両面があり、それら年齢のバランスは今後の課題であるといわれています。

メンターを若者議会経験者や一般の市民、職員が務めており、考え進めるメインは若者であるとしても充実のサポート体制が現在は築かれていることなども理解しました。

事業は担当部課がその予算取りから実行を担い、継続事業となるものもあるとのことにさらに驚きました。

最初の熱量を保ちつつ、成熟した組織や制度にしていくことの難しさはあるでしょうが、政策を一から考え提言・実現できるところまでしていること、市議会議員は説明を受ける側であり基本出された提言は全て実行することなど、参加している人の達成感は大きいだろうと想像に難くありません。

新城市のように一気にコアな熱量を発する「世界を知る」という機会がなくても、どこの市でも、もちろんすでにコアな若者が育ちつつある本市でも、得られる実績が大きければより熱量が高まるのではないかと思わせてもらえる視察でした。

【2日目】岐阜県各務原市・ハラスメント防止等に関する条例について

議長、議会事務局長、担当課課長のご出席のもと、条例文に沿って説明をいただきました。その上で、事前質問に答える形で議会事務局が議員からの訴えを聞く立場になることの難しさなどもお聞きしました。

急ぎ策定し上程、議決となったので課長にはご苦労をおかけしたとの議会事務局長の弁から、この条例の制定に至った経緯をお聞きしました。

当時、ハラスメントを感じていた議員が自身の SNS でその胸の内を吐

露したことから、相手の議員との SNS 上の炎上状態になり、議会事務局が被害を受けているという議員に話を聞くところから条例制定をすべきの議論が始まったとのこと。

当時を振り返って、局長が「お聞きする態勢や言葉などの理解が不足、それが問題になったこともあり、研修などで理解を深める必要性を強く感じた。」とおっしゃっていらした。相談員を置くことはもちろんですが、[訴えがあった場合、ハラスメントはあるかもしれない]という立場で聞き、実際のところの[誤解や行き違い]なのかハラスメントなのかを聞き取っていく相談員に係る負担を軽減するには、十分な研修とバックアップ体制が必要であると考えます。

「条例制定で事務局として変わったと感じる点」についての質問に『日々の言葉遣いから気を付けてお話しされているように感じている』とおっしゃられたのが印象的で、なるほどその一点だけでも有効ではないかと思えました。

会社の様に、明確な上下関係がなくとも種々のハラスメントは生じますし、自身がハラスメントを行う側にならない細心の注意を払いたいと思うと同時に、正しいハラスメントの情報を多くの人に知って、人の尊厳を傷つけない社会にしていく努力をしていきたいと思いました。

その一歩として、本市にハラスメント条例の制定の必要性の有無も含め議論し、必要となれば、より良い泉大津市版を十分に推敲する必要があると感じる視察となりました。

以上

議会運営委員会視察報告書

令和7年7月25日

泉大津市議会議長 様

委員氏名 森下 巖

下記により出張しましたので、その概要について報告いたします。

記

- 1 日 時 令和7年7月17日（木）～ 7月18日（金）
- 2 出張先 愛知県新城市、岐阜県各務原市
- 3 視察内容 愛知県新城市【1日目】
 - ・若者議会との意見交換について岐阜県各務原市【2日目】
 - ・ハラスメント防止等に関する条例について

4 所 見 愛知県新城市 若者議会との意見交換について

若者の声を実際の政策として事業化する若者議会という全国的にも珍しい取り組みを行なっている新城市への視察は非常に興味深かった。

条例を制定し、仕組みとして確立し、現在は11期目となっていること、それぞれの年で1年間かけて事業提案できるようにしていること。また、参加するだけでなく、若者の声を取り上げて政策実現している点は特筆すべきことだった。ここまでしっかりされていれば、実際に市民的にも若者の声を聞き、取り上げているという評価は高いと思われる。

今回の視察で実際に第1回目の立ち上げの時に参加した青年が、市議会議員となって市政に参画しており、その議員より、立ち上げの時の話から思いや取り組み、課題などが聞けたことは良かった。また、当時の思いとその後の思いとのギャップから、自らの状況の中途半端さを感じて一念発起して立候補したことなど、大なり小なり多くの若者に様々な影響を与え、主権者として自覚して、参画する経験を積むことが出来る素晴らしい取り組みだと実感した。

政策を立案し、担当課とのすり合わせをして実現できるよう事業化するには、若者議会を担当する部署だけでなく、庁内のすべての部署における理解や協力が必要であり、その点でも条例化して進めてきたことが当時の決意の高さが伺われる。また審議する議会との意見交換会は、3期目から実施をされたとのことで、実際の生の声というものが双方に良い影響を与えているという点でいい形になっているようだった。

泉大津においても成人式を若者主体に進めるなど若者会議が行われてきたが、どのような形で進化することが出来るのかは分からないが、議会が主体というよりは、行政がどのように若者の声を取り入れた政策の実現を目指すのかという積極性が必要ではないだろうか。いずれにせよ、議会としても若者の声をどう取り入れていくのかという点は、議員個人の課題としてだけでなく広報公聴の課題として、若者への発信と受け入れの両面から検討していく必要性を感じた。

岐阜県各務原市 ハラスメント防止等に関する条例について

まず印象に残ったのは冒頭の議長の発言で「こういう条例は、本来はない方がよい」という挨拶だった。近年、首長や議員のハラスメントの問題が取り上げられる度に何故こういった事が起こるのかという思いだが、様々な立場や議会の中でのパワーバランス的なことがあり、むしろかつての方が横行していたが、今やどんなことがあっても許されないという認識の深まりによるものではないだろうか。

各務原市の特筆すべき点は、市と議会が同時に条例を制定していることで、議員間だけでなく執行部、市職員との相互に取り決めていることは大事な点であり、市、議会共にハラスメントの根絶、許さないという気概を感じた。また、大事な点は実際に起った中での対応と取り決めだが、その点においても実際に質問もしたが具体的に想定されていた。

制定にあたって各会派、議員の具体的な意見を取り入れて反映させている点においては、意図していなかったとしても多数を占める会派、年期を積んだ議員が、実際の言葉遣いなどそうならないよう意識されていると聞き、その点でも非常に大きな抑止力になっており、今後の議会活動においてもどのような議員でも安心して議員活動が送れるようになってきたことから制定の意義は大きかったと言える。

自分自身の経験から言えば、対市民や各種団体の人からの無理難題を超えた行き過ぎの言動を何度か経験しており、その対策としては実際には条例制定の過程の中では、議論にもなったようだが、その事が独り歩きして誤解をまねく恐れもあり市民までは対象としなかったとの答えだった。しかし、その点は特に市職員への配慮と対応ということがあり、誰もが相談できて、一人で抱え込まないようにする意識や対応についても決められていた。時流なので形だけ作ったということではなく、実際に対応した事例はないということだが、明らかに議会内の言動に変化を感じている事務局長の率直な意見もお聞きして、制定した効果を実感することが出来た。

議会運営委員会視察報告書

令和 7年 7月 23日

議長 大塚 英一

下記により出張しましたので、その概要について報告いたします。

記

- 1 日 時 令和7年7月17日（木）～7月18日（金）
- 2 出張先 愛知県新城市、岐阜県各務原市
- 3 視察内容 愛知県新城市 【1日目】
 - ・若者議会との意見交換について岐阜県各務原市【2日目】
 - ・ハラスメント防止等に関する条例について

4 所 見

初日の7月17日は愛知県新城市へお伺いさせていただき「若者議会との意見交換について」学ばせていただいた。私自身、議長選挙の所信表明演説の中で若者世代のお声をお聞きし若者施策を前に進めていきたいことを訴えており、今回丸谷委員長のもと先進的な若者施策に取り組んでおられる新城市の行政視察に同行させていただき大変ありがたく感謝申し上げる次第である。まず新城市の若者議会が発足したきっかけについてご説明いただいたのであるが、まず大きな前提として新城市においても少子高齢化が加速しており高齢化率が大変高い状況にあるということで、市の将来を考えた時に若者のまちづくりに対する積極的な参画が必要不可欠であるという共通認識が根底にあると強く感じられた。そうした中で2012年にニューキャッスル・アライアンス会議に参加した若者が、ヨーロッパではすでに予算提案権のある「若者議会」があることを知ったことがきっかけとなり新城市若者議会が生まれたとあり、若者議会の詳細について説明があった。まずはじめは3月から4月にかけて委員の応募期間、準備を経て市長が若者総合政策の実施に関する事項について若者議会に諮問を行いそこから若者議会がスタートするわけであるが、そこで興味深い取り組みがあり、若者議会の委員の皆さんには他の審議会と同じく報酬が支払われるという点である。これについては賛否両論があったとのことでしたが、委員として責任を担っていただくという意味合いを込めてそのようにされたとあり、この点は大変参考になった。

若者議会として政策を練り上げて行く中で委員のほかに、市外委員5名、サポートのためのメンター市民、職員、

そして事務局としてまちづくり推進課、運営補助として若者議会連盟と多くの方が政策立案に協力し一つの形になるよう手厚いサポートを行っておられる点は本市としても大変参考となる取り組みであると感じた。そしてその後市長への答申、市議会での予算審議とつながり承認されれば市の事業として承認されるという流れであると説明をいただいた。一連の説明をお聞きし若者議会に直接携わってこられた関係者の方々のご苦勞はおそらく大変なものであったのではないかと思うが、この若者議会に参加されやりきった方は素晴らしい経験をされ、そしてその経験は社会に出てからきっと生かされると私自身は強く感じた。泉大津市においては若者会議という長期インターシップがあり、新城市とはまた違ったアプローチで若者に対する取り組みを行っているが、この新城市の取り組みは参考となる点が多くあった。市議会としてもまずは若い世代のご意見やお考えを丁寧にお聞きするそうした場の提供を進めて行きたいとあらためて強く感じた次第である。

続いて2日目は岐阜県の各務原市へお伺いさせていただき「ハラスメント防止等に関する条例について」学ばせていただいた。このテーマについても議長選挙の所信表明演説の際に取り組みたいテーマの一つとして述べさせていただいており、こちらについても丸谷委員長よりご配慮いただき視察先として選んでいただいたことに感謝申し上げる次第である。行政視察の冒頭に各務原市議会の川嶋議長のあいさつが印象的で議長は個人的な思いとして、本来であればこのような条例が制定されなくても自由闊達な議論ができるのが当たり前の姿であるという

趣旨のお話をされていまして私自身も全く同感であります。やはり昨今、様々報道等でこうしたハラスメントの問題が多く取り上げられている中、泉大津市議会としてもこのハラスメントの問題、またコンプライアンスの問題についてしっかり取り組んでいきたいという考えのもと泉大津市議会議長として行政視察に臨んだ。まずこの条例制定に至った経緯として令和6年6月の各務原市議会定例会において「議会ハラスメント防止条例案」が議員提案されたことがまずもってきっかけとなったとのことで、原案提出をした議員の説明では「会議等において、尊厳を傷つけられるような体験を重ねて来た。」

「特定の少数会派をいじめてもよいような空気がある。」といったことが述べられていたと説明がありました。このことは期数を重ねて議員として10年を迎えた私自身この感覚をなくさないようにしなければいけないなど率直にそう思った。6月定例会に出された原案は継続審議となりその後修正され令和6年9月27日に条例制定されたということで、条例の中身や特徴についても詳細にご説明をいただいた。主な特徴として4点挙げられて、まず1点目は市執行部と議会が同時にハラスメント条例をした点で、職員から議員への事案は議長が対応を市長に依頼し、議員から職員への事案は市長が議長に対応するなど両条例間で相互の規定の調整を行っているとのことであった。そして2点目として相談機関の設置で、議会ハラスメント相談員を設け、ハラスメントを受けた議員からの相談に対応する点。3点目として調査・審査機関の設置で、議員で構成する調査機関と外部の有識者により構成される審査機関の2つの機関を設置し、議会の

自律性と審査の公平性の確保を図っている点。そして4点目として職員以外の者へのハラスメントの対応で議員から職員以外の者（派遣スタッフなど）がハラスメントを受けた場合、本条例の規定に準じた措置を行うよう努める旨を規定しているという以上4点が特徴として説明があった。私自身、議長という立場で説明を聞く中で感じたことはまずこうした事案が起こった時は最初の相談対応の部分がとても大事であると感じており、その部分については議会事務局がまず最初の窓口になるということでこの部分がまずもって重要であると感じました。それと議会ハラスメント調査委員会の構成について、説明では議員6人で構成され副議長と議長が指名する5名の議員で構成されるということで、この構成メンバーが偏りのない構成で行うことも重要だと感じた。そして、説明にもあったが議会ハラスメント審査会の存在もまた重要で調査委員会からの報告を受け、議長がさらに審査したほうがよいと判断した場合は外部有識者3人で構成される審査会にて検証することが出来るとした点も重要で、議長としての責任や負担もある一定軽減されるものだと思った。こうした説明を受け実際に各務原市議会の雰囲気はどうなったと感ずるかという委員からの質問に対して、まだ条例制定されて1年も経っていないが、これまで散見されていたようなやや強い口調でのやりとりは減ったと感じるとあり、ある一定の効果はあったのではないかという評価をされていたのが印象的であった。泉大津市議会において今後こうしたハラスメント条例を制定していくのかどうかについては、また議論していく必要があると思うが、私自身としては冒頭、ごあいさつのあ

った川嶋議長がおっしゃったこうした条例がないのが望ましい形であると思う反面、ハラスメントなどにより自由闊達な議論ができなくなる、少数会派であつたり期数の若い議員が萎縮するといったことがないように議長としての気配りが必要であるなど強く感じた行政視察となった。今回学んだことを参考とさせていただきよりよい泉大津市議会となるよう尽力してまいりたい。

議会運営委員会視察報告書

令和7年7月31日

泉大津市議会議長 様

副議長 村田雅利

下記により出張しましたので、その概要について報告いたします。

記

- 1 日 時 令和7年7月17日(木)～7月18日(金)
- 2 出張先 愛知県新城市、岐阜県各務原市
- 3 視察内容 愛知県新城市 【1日目】
 - ・若者議会との意見交換について岐阜県各務原市 【2日目】
 - ・ハラスメント防止等に関する条例について

4 所見

1日目は新城市若者議会との意見交換についてですが、市議会と若者議会との意見交換会を実施するに至った経緯ですが市議会が若者議会と意見交換・交流したいとの思いで平成29年度より実施することになったとのことです。

若者議会からは意見を聞いてもらえてうれしかったとの多数の声があったとのことです。

若者議会は3月に委員募集し若者議会委員になれる条件は、16歳～29歳までで市内在住、在学または在勤の若者であるとの事、また委員の定数は20名以内で応募多数の場合は書類選考で決めるとのことです。

その後は市議会同様に議長、副議長が決められ若者議会委員としてスタートいたします。その後、全体会議や委員会会議をし立案した政策を市長に提案。答申された事業は市で検討され、事業予算案として市議会に上程されていきます。

予算案が承認されれば次年度に事業として実施されるとのことです。

ここで市議会との意見交換会によって実際に予算提案し実現した事業は特にないのことです。また若者議会から提案された案件については議会において修正されたことが無いようです。基本的には若者議会の事業提案を尊重している感じだと思ふとのことです。

泉大津市議会が行っていることも議会と中身は違いますが新城市若者議会のことも参考にしながら今後の泉大津こども議会のありかたも考えていきたいと思ひます。

2日目は岐阜県各務原市のハラスメント防止等に関する条例についてですが、制定に至った経緯やきっかけについては条例制定は令和6年9月に制定。条例制定の

きっかけは原案を提出した議員の提案説明では、「会議等において、尊厳を傷つけられるような体験を重ねてきた。」また「特定の少数会派をいじめてもよいような空気がある。」といったことが述べられており、そうしたことが提案のきっかけになったと考えられているとの事である。

条例制定の目的は

- ① 議員によるハラスメントの防止
- ② ハラスメントに起因する問題が生じた場合の適切な対応

本条例で対応するハラスメント

議員によるハラスメント（議員から議員、議員から職員へのハラスメント）

条例の主な特徴

- ① 議会と執行部が同時にハラスメント条例を制定
対応策は職員から議員への事案は議長が市長に依頼し、議員から職員への事案は市長が議長に依頼するなど、両条例間で相互の規定の調整を行っている。
- ② 相談機関の設置
議会ハラスメント相談員を設け、ハラスメントを受けた議員からの相談に対応する。
- ③ 調査・審査機関の設置
議員で構成する調査機関と外部の有識者により構成される審査機関の2つの機関を設置し議会の自立性と審査の公平性の確保を図っている。
- ④ 職員以外の者へのハラスメントの対応
議員から職員以外の者がハラスメントを受けた場合、本条例の規定に準じた措置を行うよう努める旨を規定している。

条例が制定されてまだ期間が経っていないとの事ですが議会としてハラスメントの防止に係る実効性を高めるために必要な研修を任期中に1回は全議員を対象に外部講師を招いて研修を実施したいと考えているとのことです。また、定期的にハラスメント防止についての啓発やハラスメント制度についての周知を行っていくと考えていますとの事。最近では報道等でもハラスメントが盛んに報じられてきているからこの条例が制定されハラスメント事案の申し出は無いために、ある程度の抑止力になっているのではないかと考えているとの事です。

また以前よりも、議員自身の行動がハラスメントとなっていないかを意識するようになったと感じておるとの事でした。

今後、泉大津でも議員、行政双方でこのハラスメント条例を今一度調査、研究していき少しでも前向きに検討していかなければならないと思いました。